

## 東公園動物園「コラボで応援制度」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市東公園動物園（以下、「動物園」という。）と民間事業者が協力し開発する商品、サービス又はそれに準ずるものの販売・提供等の売り上げの一部を動物園の魅力向上に充てるために寄附することで、相互に発展する制度の手続きを定める。

(用語の定義)

第2条 本要綱において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 本制度に参加する民間事業者のことをいう。
- (2) コラボで応援制度 事業者が動物園のイラスト、写真等を利用して開発する商品、サービス又はそれに準ずるもの（以下、「コラボ商品」という。）の売上の一部を市へ寄附することで動物園を応援する制度をいう。
- (3) 事業計画 第3条第1項第2号に定義するコラボ商品の詳細、販売計画及び寄附予定金額等をいう。

(制度参加の手続き)

第3条 コラボで応援制度に参加しようとする事業者は、次の各号によりあらかじめ市の認定を受けなければならない。

- (1) コラボで応援制度の認定は、東公園動物園コラボで応援制度事業認定・変更申請書（様式第1号）により申請するものとする。
- (2) 申請書には、以下の事業計画内容を記載する。
  - ア 販売する商品の名称等
  - イ 生産数量、販売価格、販売予定数量及び寄附予定金額等
  - ウ 販売予定期間
  - エ 販売方法及び販売場所
  - オ 商品のイメージ等のわかる写真、イラスト、及び商品説明並びに特徴等参考となる事項

2 市は次の各号に定める基準に適合する場合は、東公園動物園コラボで応援制度事業認定・変更通知書（様式第2号）を申請者へ交付するものとする。

- (1) コラボで応援制度の事業であることを明示していること
- (2) 申請書に記載される販売予定数量と販売価格から算定される売上の原則 20%以上（寄附金額に千円未満の端数があるときは、切り上げた金額とする。）を市へ寄附をする計画であること。20%以上の寄附が困難な場合においては、市と事前協議し決定した寄附金額であること
- (3) 法令、条例、規則等に違反し、又は違反するおそれのないもの

- (4) 公序良俗に反するおそれのないもの
- (5) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのないもの
- (6) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのないもの
- (7) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのないもの
- (8) その他市及び動物園とコラボする事業として相応しいと判断できるもの

3 認定期間は無期限とする。

4 認定を受けた事業者は、別図に定めるロゴマークを本制度の実施に必要な範囲において使用することができる。

(コラボ商品の二次利用)

第4条 前条の認定を受けた事業者以外の事業者が当該コラボ商品を二次利用する場合は、前条の手続きを行い、市の認定を受けなければならない。

(事業実績報告)

第5条 認定を受けた事業者は速やかに事業に着手し、市の指定する期日までに東公園動物園コラボで応援制度事業実績報告書(様式第3号)にコラボ商品の売り上げ等、寄附金の算定に必要な書類を添付し提出しなければならない。

2 市は事業実績報告書が提出された場合は内容を審査し、寄附金額等について適正と認める場合には、寄附金を納付するための納付書を交付する。

3 市は寄附金の納付を確認した後、事業者の希望に応じて市ホームページで事業者名の公表を行うものとする。

(事業計画の変更)

第6条 事業者は事業計画のうち第3条第1項第2号により記載した内容を変更しようとする場合には、様式第1号にその内容を記載して市へ提出しなければならない。

2 市は変更の申請があった場合には、第3条第2項の規定に準じて審査をし、適合する場合には様式第2号を交付するものとする。

3 事業者はその他の記載事項に変更があったときは、市へ届け出なければならない。

(事業の廃止)

第7条 事業者が事業を廃止しようとするときは、東公園動物園コラボで応援制度事業廃止承認申請書(様式第4号)を市へ提出しなければならない。

2 市は、前項の申請書の提出があった場合、寄附金の額を確認し、事業者に納付させる。

3 事業の廃止は、市が寄附金の納付を確認したこともって廃止するもの

とする。

4 事業者は事業の廃止後にコラボ商品の販売及び配布等を行うことができない。

5 市は認定の廃止を認めたときは、東公園動物園コラボで応援制度事業廃止認定通知書（様式第5号）を申請者へ交付するものとする。

（事業認定の取り消し）

第8条 市は認定した内容と異なる事業であることを確認し、改善が見込まれない場合には東公園動物園コラボで応援制度事業認定取消通知書（様式第6号）を事業者に交付し、認定を取り消すことができる。

2 認定を取り消した場合であっても事業者は寄附金額を精算して納付するものとする。

3 認定の取り消しにあたって事業者に生じる不利益については、市は一切の責任を負わないものとする。

（市の責務）

第9条 市は本事業を認定した場合、市のホームページ、動物園、岡崎市動物総合センター館内等で、本事業の内容を公開し、本制度の事業により相乗効果を生み出すよう努める。

2 事業の公開にあたり、市は事前に事業者との協議により公開内容を定めるものとする。

3 動物園の動物イラストや写真等の素材を、事業者の求めに応じて提供するように努めなければならない。

4 その他、事業者からの求めに対し協議のうえ、誠実に対応しなければならない。

（事業者の責務）

第10条 事業者は、開発したコラボ商品の販売、及び安全性並びに品質等について、一切の責任を負うものとする。

2 事業者は、市が商品やサービスを保証するものではない旨、消費者に誤解を与えてはならない。

3 事業者は本制度の趣旨を鑑み、誠実に事業を実施しなければならない。

（寄附金の返還）

第11条 市はいかなる場合であっても寄附金の返還は行わない。

（認定制度の廃止）

第12条 市が本制度を廃止しようとする場合は、認定を受けた事業者と協議を行ったうえで、廃止する6月前までに通知するものとする。

2 市は、本制度の廃止の通知をした後に新規の申請は受けつけない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本制度の事務取扱に関し、必要な事項は、岡崎市動物総合センターと事業者で協議したうえで市が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の実証実験用東公園動物園とコラボで応援実施要綱の第3条の規定により施行日前に当該承認を受けた事業者については、なお従前の例による。